

平成23年度 事業計画

昨年に改正された廃棄物処理法は今年4月から施行されました。

これまでもたびたび会報等を通じてご案内してきたとおり、今回の改正では事業者育成の視点が加わり、我々産業廃棄物処理業を営む者にとってもこれまでの取り締まりを主体にした法律形態から徐々にではありますが脱却し、いわゆる「業法」に近づいてきたということで歓迎したい傾向にあります。

さらには、排出者責任も強まり、我々の顧客である方にも法の周知を図らなければなりません。併せてどちらかといえばあいまいにされてきた建設工事に係る処理責任なども明確になってきています。

また、平成25年の11月末に期限切れを迎える現在の特例認可法人からの移行問題についてですが、総務委員会や三役会、理事会等でそのメリット、デメリットについての勉強や研究につとめてきた結果、一般法人への移行を選択する方が当協会にとって望ましいであろうと方向で意見の集約ができましたので、本日の総会において会員の皆様はその旨をお図りして、次年度総会において新定款の承認を求めるというスケジュールで今年度は準備にかかりたいと思っています。

加えて、平成24年は当協会の法人認可から20周年を迎えることとなりますので、次年度早々にはこれを記念した事業を催したく、今年度中にその詳細を決定していきたいと思っています。

そこで、本年度の事業につきましてはこれらに対応した内容を中心に据え、予算を重点配分しました。今後とも、この協会が開かれた業界として多くの人々からの信頼を得ることで地位の確立を強固なものにするほか、会員相互の親睦や地位向上に努めるための事業を推進したいと思っております。

所管委員会ごとの事業明細とその内容

(総務委員会所管事業)

1 20周年企画

- ・ 社団法人福井県産業廃棄物協会は平成4年に行政庁の認可を得てから平成23年には創立以来20年を迎えます。そこで、20周年を記念するのにふさわしい行事を開催するための具体的内容について立案作業を行う。

2 各種規程の整備

- ・ 現在の社団法人は、平成25年11月末日を期限とする特例民法法人として認められていますが、緒規程については一部が未整備であったり、整備されていても時代遅れの内容となっているので、新しい法人にふさわしい規程としても使えるようにその策定など、新法人体制に向けた整備を進める。

3 新定款準備

- ・ 新法人にふさわしい定款内容とするため、事業内容など定款に盛り込むべき事項について、専門家などの意見も参考に新法人の定款(案)を策定する。

(研修委員会所管事業)

1 会員研修旅行等

- ・ 廃棄物の処理等に係る新技術の見聞を広めたり、新施設の見学など、先進事例地を訪問することで会員の知識向上に努めるほか、会員相互の親睦を兼ねた県外研修を実施する。また、昨年度参加した「産業廃棄物と環境を考える全国大会」は本年度は京都で予定されているのでここへの参加も検討する。

2 許可講習会実施協力事業

- ・ 新規許可や更新許可を得るために必要な講習会について、(財)日本産業廃棄物処理振興センター(以下、日廃振)と協働して講習会を実施する。

3 経営管理等向上対策

- ・ 許可を受けて産業廃棄物処理業を営んでいる会員に対し、 労務・経営対策、 許可更新手続きのための説明会などを開催し、正しく業を営んでいくうえで必要となる知識の研修・伝達などを行う。

4 その他の講演会等開催経費

- ・ 業を営む者としては、廃棄物処理に関する知識の吸収はもちろん大事ではあるが、そのみならず、社会人として必要な時事問題や教養にも精通していくことが重要であることから、タイムリーな話題についての講演会などを計画する。

(適正処理委員会所管事業)

1 行政との懇談会

- ・ 廃棄物処理にかかわる事業者が日頃の業務を通じて感じる疑問、質問あるいは提案などを行政に対して行うとともに、行政側からは許可事務などを通じて我々業界に対する感想などを忌憚なく話し合うことで、相互の信頼と今後の廃棄物処理業務の円滑化に資することを目的に、福井県循環社会推進課担当職員との間で懇談会を開催する。

2 マニフェストの普及

- ・ マニフェスト（廃棄物管理票）は法律の規定に基づき排出事業者に義務付けられているものであり、昨年度の法改正でも交付や保管について内容が強化されたが、いまだに徹底がされていなかったり、廃棄物処理業者がその記載の代行をさせられていることがあるなど、我々処理業者以上に排出事業者に対して更なる制度の周知が大事となっていることからその普及・啓発事業を実施する。

3 不法投棄防止啓発

- ・ 不法投棄はその件数こそ年々減少傾向がみられるものの、内容は悪質かつ巧妙化してきている。そこで、その未然防止と不法投棄廃棄物の早期発見を目的に県などと協働してパトロールを実施したり、昨年に引き続き住民等への啓発用として、車に貼付するマグネットステッカーを会員に作成・配布して啓もうに努める。

4 親子体験教室

- ・ 廃棄物処理や不法投棄防止に関する知識や理解は子供の時からその大切さを学ぶ必要があるが、一般の人にはなかなかそうした機会を持つことができないため、会員企業等の協力を得て、夏休み期間等を活用して協会主催による親子による施設見学会を実施する。

(広報委員会所管事業)

1 情報誌「さんぱい福井」の発行

- ・ 会員等に対し法律改正などの国の動きや、行政からのお知らせ、会員相互の情報交換など、廃棄物に関する話題を豊富に記載した情報誌（機関誌）を発行して会員の知識向上に寄与する。

2 20周年記念誌の編集

- ・ 平成24年度には当協会が法人認可を得てから20周年を迎えるのでこれを記念して協会の歩みなどがわかる冊子を発行するのでその編集作業を開始する。

3 廃棄物処理関係法規の周知

- ・ 廃棄物処理法はその条文組み立てなどが難解であり、毎年のように改正が加えられる法律であることから、その改正や解釈等について、関係法令と併せて周知することで無知による違法行為を未然に防止することを目的に講習会を開催したり印刷物を発行する。

(安全衛生委員会所管事業)

1 労働安全普及啓発

- ・ 快適で安全な職場環境を保つためには労働安全衛生法などに記載された最低限必要とされる知識はもちろん、より良い労働環境を整備するための「ハウ・ツウ」などの伝達も大切であることから、事業主や職場管理者などを対象に専門家による講習会を開催する。

2 ヒヤリハット事例集印刷配布

- ・ 一歩間違えれば重大な労災事故に発展しかねないヒヤリハットについては繰り返し注意を喚起することが重要である。そこで、昨年度会員ら募集したヒヤリハット事例や他県での事例を参考に「ヒヤリハット事例集」を印刷・発行して会員従業員等に配布する。

（各ブロック等活動促進）

1 不法処理廃棄物撤去協力

- ・ 不法投棄された廃棄物のうち、生活安全上支障のあるものについては各健康福祉センター管内ごとに、関係機関等で構成された「不法処理防止連絡協議会」の場で協議してその撤去作業を行っている。そこで、当協会もその一員として構成メンバーに加わるとともに、業界が持つノウハウを活かして撤去活動に協力することとし、所要経費のうち県などからの補填が受けられなかった車両使用料などの一部を協会が負担することで、事業の円滑化を図る。

2 各ブロック自主活動

- ・ 福井県内地域を5ブロックに分け、その管内に在籍する会員が独自に協会の定款に定める事業活動を自主的に行う場合の経費の一部として助成を行う。

3 青年部活動

- ・ 業界の重要な担い手とも言うべき青年部会が研修や研究、調査活動などを行う経費の一部として助成を行う。

（事業推進諸費）

これまでに掲げた各種事業を推進するために必要な事務局職員の人件費、資料購入、通信など、事業を進めるための所要経費。（うち、管理費に計上する分を除く）